

令和 7 年第 5 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 7 年第 5 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 7 年 4 月 2 5 日（金） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 2 3 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 2 階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 7 年第 5 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和7年第5回朝霞市農業委員会総会

令和7年4月25日（金）

午後3時00分から

午後3時23分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

3 番 飯倉 文雄 委員 4 番 富岡 勇一 委員

3 提出議案

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第16号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による
承認について

議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第18号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

4 諸報告

（1）報告第4号 会長専決について

（2）その他報告

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（２０人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	坂井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（０人）

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦
事	務	局	局	次 長	佐藤	たかみ
事	務	局	専	門 員	村山	雅一
事	務	局	主	任	根古谷	哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第5回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。先程の研修会に続きましての総会ということで、大変長い時間恐れ入ります。新たに委員さんになる方には今年度の審議があります。また、この総会の後には新旧農業委員の歓送迎会も予定されております。皆様のご出席をお願いいたします。

それでは、本日も提出議案が4議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中20名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

はじめに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

3番 飯倉 文雄委員と4番 富岡 勇一委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第15号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和7年4月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字宮戸字■■■■■■■■、田、畑、952平方メートル

譲受人

和光市■■■■■■■■■■ ■■ ■

譲渡人

■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ 持分2分の1

■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ 持分2分の1

譲受理由、経営規模拡大、譲渡理由、経営規模縮小

譲受人耕作面積、5,858平方メートル

耕作者数3人

調査説明委員 高野 正芳 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第15号につきまして、高野 正芳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野 正芳委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は4月21日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しよう

とする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後に全ての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地は全て耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、和光市から取り寄せた農業経営状況調査書においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約58アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地では小麦の栽培を行う予定とのことであり、2年目以降に収穫する計画であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、3.9キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞第五中学校の北側に隣接する砂利道を下流方面に230メートル程進んで右折し、約50メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第15号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第15号につきましては、許可とすることに決しました。

事務局、議案の朗読をお願いいたします。

それでは4ページをご覧ください。

令和7年4月25日提出

土地の所在地、登記地目、登記面積の順に上から申し上げます。

三原■■■■■■■■■、畑、2, 592平方メートルのうち274平方メートル

所有者、■■■■■■■■■■ ■■ ■■

貸付主体が有する権利 所有権

調査説明委員 富岡 勇一委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

○高橋会長

- 4 -

○富岡委員

農地所有者が市民農園を開設することに伴う特定農地貸付規程承認申請に対する調査は、４月１６日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

今回の申請は、農地所有者が市民農園を開設することに伴い、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条」の規定に基づき、特定農地の貸付けを承認するためのものです。

はじめに、申請地の位置が農業上の利用の増進に支障を及ぼさない適切な位置にあるかどうかですが、今回の申請地は適当であると判断いたします。

次に、周辺の農地利用に与える影響、利用者の数等を勘案し、規模が妥当なものかどうかですが、こちらについても適当であると判断いたします。

次に、募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであるかどうかですが、募集は現地募集案内による一般公募を行い、先着順で受付けするとのことであり、適当であると判断いたします。

次に、市民農園の貸付けの適正かつ円滑な実施が確保されるかどうかですが、貸付条件は規程に定められており、農園には必要な指導を行う管理人も配置することから、こちらについても適当であると判断いたします。

申請地の位置ですが、５ページをご覧ください。志木陸橋（南）交差点を六道地藏方面に９０メートル程進み、左折します。道なりに約７０メートル進むと、右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第１６号につきまして、何かご質問がございますか。

（ なし、の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、4月21日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜、とりわけニンジンを中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていましたので、主たる従事者に該当すると考えられます。

申請地の位置ですが、8ページ、10ページに分かれておりますので、まずは8ページをご覧ください。東朝霞公民館を出発して左折し、90メートル程進むと前方に馬頭観音があるのでそこを右折します。150メートル程進んだら左折し、道なりに約80メートル進むと右手に申請地があります。

次に、10ページをご覧ください。根岸台保育園を出発して北上し、110メートル程進んだら細い路地を右折します。約80メートル進んだら左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第17号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第17号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、議案第18号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

○佐藤局次長

議案第18号につきましては、議案の資料13ページから15ページに沿ってご説明いたします。

提案理由は、農林水産省通知によりまして、農業委員会が実施する最適化活動の実施状況を公表するに当たって、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされていることから、この度、令和7年度最適化活動の目標を設定するために提案するものでございます。

説明の前に、申し訳ありませんが、配付後に訂正がございましたので、お手元に配付してございます資料と差し替えをお願いいたします。お手元の資料をご覧ください

13ページ目（1）集積面積 35.20ha→33.20haへ修正、14ページ目（2）遊休農地の解消の現状の面積、号遊休農地面積と一番右の、うち黄区分の遊休農地面積を1.25ha→0.87haへ修正、続いて15ページ目（3）新規参入の促進ですが令和6年度が2経営体、0.46haとなっておりますが、これを0経営体、0.00haに訂正となっております。

それでは、目標の設定内容について説明いたします。

13ページの1-1は、農業委員の現在の体制ということで、令和7年4月1日に任命・委嘱を受けた農業委員20名を記入しております。

1-2は、農家・農地等の概要ということで、直近の「2020年農業センサス」の数値を記入しており、認定農業者に関しては調べた結果24経営体、基本構想水準到達者が2経営体でございました。

耕地面積については、農林水産省による「令和6年耕地及び作付面積統計」による耕地面積である155haを記入しております。

資料14ページをご覧ください。2-1は、最適化活動の成果目標として、農地の集積に係る現状と課題を記しておりまして、管内の農地面積155haに対して、これまでに集積した面積が33.2haでございますので、集積率は21.4パーセントとなっております。

続きまして、農地の集積の目標につきましては、令和１５年度を目標年度に設定したうえで、埼玉県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において掲げている効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標値の５６パーセントを達成しようとした場合、今年度の新規集積面積は５ｈａで、今年度末には３８．２ｈａに達し、集積率は２４．６パーセントとなる見込みでございます。

次に、同じく２－１の最適化活動の成果目標のうち遊休農地の解消の現状と課題につきましては、令和６年７月に実施した農地利用状況調査により判明した遊休農地の状況ということで、１号遊休農地面積０．８７ｈａ全てが黄区分でございました。

また、遊休農地解消の目標といたしましては、令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積０．２０ｈａの５分の１となる０．０４ｈａを目標値に設定いたしました。

次に資料１５ページをご覧ください。２－１最適化活動の成果目標のうち新規参入の促進についての現状と課題ですが、新規参入者は令和４年度から令和６年度まで０件という現状でございます。新規参入の目標としては、この過去３年度の農地の権利移動面積の平均である１．００ｈａといたしました。

次に、２－２最適化活動の活動目標のうち推進員等が最適化活動を行う日数目標は、１人当たりの活動日数を月６日。最適化活動を行う農業委員の人数は２０人でございます。

同じく、２－２のうち活動強化月間の設定目標は、年間３回取り組むこととしており、７月に遊休農地の解消、９月に農地の集積、１１月に遊休農地の解消といった活動に取り組む予定としておりますので、関係委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、２－２のうち新規参入相談会への参加目標は、１回参加予定とし、開催場所は未定としております。

説明は以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第１８号について、意見等がございますか。

(「意見なし」との声あり。)

ご意見がないようですのでお諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議案第18号につきましては、原案のとおり決しました。

次に、諸報告を行います。報告第4号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、5月26日(月)午後3時からです。場所は、市役所別館5階、502会議室となります。

本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

◎閉会

○大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第5回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

3 番 飯倉 文雄 委員

4 番 富岡 勇一 委員

令和7年5月26日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員